

「青葉台さくら苑」指定介護老人福祉施設及び 指定短期入所生活介護事業運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三交会が設置する介護老人福祉施設（以下「特養ホーム」という。）及び短期入所生活介護事業（以下「ショートステイ」という。）における運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行を行うとともに、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、介護保険法に定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(施設運営の基本方針)

- 第2条 特養ホームにおいては、利用者のニーズを的確に捉え、個別の施設サービス計画を作成し、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 ショートステイにおいては、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るようとするものとする。
- 3 特養ホーム及びショートステイにおいては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 特養ホームにおいては、明るく家庭的な雰囲気を有し、目黒区その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- 5 ショートステイにおいては、地域や家庭との結びつきを重視し、目黒区、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するもの等との密接な連携に努めるものとする。
- 6 特養ホーム及びショートステイにおいて、利用者に対し健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な介護技術を持って、サービスを提供するよう努める。
- 7 特養ホーム及びショートステイにおいては、常に提供したサービスの質の管理及び評価を行うものとする。
- 8 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 9 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 特養ホームにおいては、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、介護保険法に定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に、ショートステイにおいては、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、介護保険法に定める「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」にそれぞれ示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき、兼務することができるものとする。

(1)	管理者（施設長）	1名
(2)	医師	必要数
(3)	生活相談員	2名以上
(4)	介護支援専門員	2名以上
(5)	介護職員	36名以上
(6)	看護職員	3名以上
(7)	管理栄養士	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	事務員	適当数

(研修の受講)

第3条ノ2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(職務)

第4条 職員は、特養ホーム及びショートステイの設置目的を達成するため、必要な職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、職員の管理及び施設運営業務を統括する。
管理者に事故があるときは、管理者があらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、利用者に対する面接、身上調査並びに利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、サービスの企画及び実施に関すること、その他事業所、施設間の調整、在宅介護支援事業者及び目黒区、他の機関等との連携など必要な役割を行う。
- (4) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (5) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助や援助を行う。
- (6) 看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するための必要な処置を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者へ提供する食事に関し、献立の作成、利用者の栄養指導、調理の総括等を行う。

(8) 機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための機能訓練等を行う。

(9) 事務員は、施設運営に関する庶務事務及び会計事務を行う。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 特養ホームの指定介護老人福祉施設の入所定員は、101名とする。

2 ショートステイの指定短期入所生活介護事業の利用定員は、併設型15名、特養ホームの空床利用型15名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画及び短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、特養ホームの利用者について、利用者及びその家族の希望を踏まえて、提供するサービスの内容及び内容を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明のうえ、同意を得るものとする。

2 ショートステイの利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合には、その利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、身体的なサービス提供内容を記載した短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明のうえ、同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、処遇にかかわる介護サービスの提供方法、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

(身体介護)

第8条 利用者の日常生活動作能力の程度に応じて、適切な方法による必要な支援及びサービスを提供する。

(1) 排泄の介助、オムツを使用しなければならない利用者には、オムツを適宜取り替える。

(2) 移動・移乗の介助

(3) 離床、着替え、整容、その他必要な身体介護

(入浴)

第9条 利用者に1週に2回入浴サービスを提供する。

(1) 入浴の形態（身体の状況により選択する）

ア 特殊浴槽による入浴

イ 一般浴槽による入浴

ウ その他必要な入浴介助

(2) 介助の種類（必要に応じて行う）

ア 衣類の着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪

- (3) 利用者に傷病があったり、伝染性疾患等の疑いがあるなど、医師等が入浴が適当でない判断した場合には、入浴サービスは行わないことができる。
ただし、場合によっては、身体の清拭に替えることができるものとする。

(食事の提供)

第10条 利用者に必要な食事を提供する。その食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

(1) 食事の介助の種類（必要に応じて行う）

- ア 食事の準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

(2) 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- ア 朝食 午前8時から
- イ 昼食 午後0時30分から
- ウ 夕食 午後6時30分から

(3) 利用者もしくはその家族等からあらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第11条 ショートステイ利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望により又は心身の状態により自宅まで送迎を行うものとする。ただし、原則として、送迎を行う地域の範囲は目黒区内とする。

(相談、援助)

第12条 特養ホーム又はショートステイの業務に従事する職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(社会生活上の適宜の供与等)

第13条 利用者の心身の活性化を図るため、施設に教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第14条 特養ホーム及びショートステイにおいては、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な生活機能の改善、又はその維持するための訓練を行う。

(健康保持)

第15条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康維持のための適切な措置をとり、必要に応じて、その記録を保存する。

(栄養管理)

第 15 条ノ 2 個々のお客様の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（または栄養士）、看護師、介護職員等の多職種協働によりおこなうものとする。

2 お客様全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(口腔衛生の管理)

第 15 条ノ 3 入居者の口腔の健康の保持を図り、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行なう。

(利用者の入院期間の取扱い)

第 16 条 特養ホームの利用者が、疾病のため入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、止むを得ない事情がある場合を除き、退院後ふたたび円滑に入所することができるようにする。

(緊急時の対応)

第 17 条 利用者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず、いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者からの緊急の対応要請があったとき又は気づいたときには、速やかに主治医の医師又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

3 利用者が、あらかじめ近親者等、緊急連絡先を届けている場合、緊急時には、医療機関への連絡をするとともに、合わせて緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条ノ 2 お客様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、お客様の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

6 本条に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置する。

(協力医療機関との連携体制)

第 17 条ノ 3 ホーム内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する下記の医療機関等と必要時の診療や入院など実効性のある連携体制を構築する。

協力医療機関名：(1) 全国土木建築国民健康保険組合 総合病院厚生中央病院

(2) 国家公務員共済組合連合会 東京共済病院

- 2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。
- 3 ホームの入居者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかにホームに再入居させることができるように努める。

(利用料)

第18条 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業において提供するサービスの利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準等によるものとし、施設サービスにかかる費用の通常1割（世帯の状況によっては2割または3割）と居住費（滞在費）及び食費並びに日常生活等に要する費用として、これと、次に定める利用料の合計額とし、別紙に掲げる費用を徴収する。

- (1) ショートステイにおいて第11条に定める地域の範囲を超えて行う送迎に要する費用（実費相当額）
- (2) 理美容代（実費相当額）
- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行った場合は、これによる必要な費用（実費相当額）
- (4) 前・第3号に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、日常生活においても、通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。

2 利用者が、別途法令等に定めがある場合は、それによるものとする。

3 第1項各号に挙げる費用を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用について説明したうえで、利用者の同意を得る。

4 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに毎月支払うものとする。ただし、利用終了に伴い、月の途中で退所する場合には、残金を退所時に支払う。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の尊重)

第19条 利用者は、健康と生活の安定のため、管理者が定めた日課を尊重し、施設における共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦に努める。

(外出および外泊)

第20条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、事前に外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届けなければならない。

(面会)

第21条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を管理者に届け出るものとする。管理者は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができる。

(健康留意)

第22条 利用者は努めて健康に留意するものとする。特に、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り利用者はこれを受診する。

(衛生保持)

第23条 利用者は、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又、特別の事情がない限り、施設に協力する。

(感染症対策)

第 23 条ノ 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(ホーム内の禁止行為)

第 24 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、普及活動をしたり、自己の利益のために、他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設等における秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は、無断で施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(ハラスメント行為の禁止)

第 24 条ノ 2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 25 条 施設におけるサービス提供中に、天災その他の災害等が発生した場合は、施設は利用者の避難等、適切な措置を行うものとする。

- 2 施設においては、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 3 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、職員及びお客様が参加する消火、通報、避難、救出、その他必要な訓練を原則として少なくとも月 1 回は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 4 利用者は防災等の緊急事態の発生に気づいたときはナースコール等最も適切な方法で、施設の業務に従事している職員まで事態の発生を知らせるものとする。
- 5 備蓄食料品は、東京都の指導により 3 日間とする。
- 6 施設は、第 2 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条ノ 2 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 7 章 その他、運営についての重要事項

(利用資格)

第 26 条 施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護事業の利用の資格があり、当施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 27 条 施設の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び代理人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で、利用契約書を締結するものとする。

(施設・整備)

第 28 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が利用者と協議のうえ、決定する。

2 利用者は定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならない。

3 施設・整備等の維持管理は、施設の職員が行う。

(苦情処理)

第 29 条 利用者から、提供したサービスに関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、必要な改善措置、利用者又はその家族に対する説明、関係記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第 30 条 特養ホーム及びショートステイにおいて、利用者にサービス提供することにより、故意又は過失により利用者に損害を与え、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償のための手続きを行う。

(秘密の保持)

第 31 条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、他に漏らしてはならない。

2 職員でなくなった後においても同様とする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 32 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防ぐため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な指針、体制の整備

- (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果についての従業者への周知徹底
- 2 職員は、お客様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) お客様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を無視すること。

（身体拘束等）

第 33 条 施設は、お客様の身体拘束は行わない。万一、お客様又は他のお客様、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「お客様の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（褥瘡対策等）

第 34 条 施設は、お客様に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（看取り介護）

第 35 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、お客様等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

第 8 章 雑 則

（委任）

第 36 条 この規程に定める事項の他、運営に関する必要な細目については、管理者が別に定める。

(改正)

第 37 条 この規程の改正又は廃止するときは、社会福祉法人三交会の理事会の議決を経るものとする。

(付則)

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 17 年 10 月 1 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和元年 12 月 1 日

改正 令和 2 年 5 月 1 日

改正 令和 2 年 9 月 1 日

改正 令和 3 年 8 月 1 日

改正 令和 5 年 7 月 1 日

改正 令和 6 年 8 月 1 日

改正 令和 7 年 11 月 1 日